

本日5月20日の臨時会本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案第35号および議案第36号につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、委員全員出席のもと審査を行いましたので、その経過及び結果を報告します。

主な質疑として、議案第35号について、10万円と15万円に業種分けした根拠は何かとの質疑に対して、セーフティネットの情報も踏まえて判断したとの答弁でした。その業種分けについて、2つ以上の業種にまたがる事業者の対応はどうかとの質疑に対して、主たる業務、また売上の比率が高いほうを対象とするとの答弁でした。

本議案は商工会員又は入会申請者を対象とし、既に出ている新聞の報道内容や議案内容から、商工会に入らないと受給できないというマイナスイメージとならないのかとの質疑に対して、市民の方への打ち出し方を検討し、また差別的な印象を与えない体制づくりをするとの答弁でした。過去の業績悪化に対する支援なのか、将来を見据えた支援なのかとの質疑に対して、将来を見据えて対応していくための支援で、申請書の中にコロナの取組を記入していただくとの答弁でした。今、支援を受けるために会費を支払って商工会員になる事業者とその後6月に検討されている非会員対象の支援を受ける事業者に差が生じるため、本来なら同時に説明されるべきであった。その公平性は担保できているのかとの質疑に対して、誤解のない打ち出し方を検討しますとの答弁でした。

あらゆる質疑の中で公平性を懸念された意見もあったため自由討議を行いました。タイミングとしては早急に執行すべきだが、議案の内容に対して公平性が担保できていないのではないかと意見がでました。委員から付帯決議の案が出され、内容を協議した上で委員会から付帯決議を提案することに決定しました。

議案第36号について、何期分を減免するのかとの質疑に対して12ヶ月分の内、2ヶ月分相当を減免し、その時期は6月の第1期分と7月分の第2期分を減免するとの答弁でした。

その後、討論はなく採決を行いました。

その結果、議案第35号令和2年度湖南省市一般会計補正予算(第3号)および議案第36号令和2年度湖南省市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。